

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 上下水道事業部
令和2年度分 必要に応じて令和3年度分
- 3 監査の着眼点 令和3年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和3年5月31日～令和3年7月16日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

(上下水道事業部)

[指摘事項]

(1) 交通事故の防止について

令和2年4月から令和3年3月までの間に、公用車の後退時における事故が4件発生した。4件の事故のうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。

後退時の安全確認の励行について指導するとともに、職員の交通事故防止について、一層の指導徹底を図られたい。

(2) 適正な事務執行について

岐阜市上下水道事業部契約規程第29条は、随意契約による場合は、2人以上の者から見積書を徴さなければならないと規定している。

しかしながら、井戸メーター周り修繕の契約において、1者のみの見積もりにより発注されているものがあつた。

今後は、岐阜市上下水道事業部契約規程を遵守し、適正な事務執行に努められたい。